



趣  
旨

尼崎市では平成 29 年度から地域における支え合い活動の促進等を進めるために「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

今後、後期高齢者がますます増加し、支援を必要とする人が増えることが見込まれる中、掃除や買い物等の生活支援を行う新たな担い手を養成していくために本研修を実施します。



### お申込みについて

お申し込みにあたっては、申込書を尼崎市社会福祉協議会（在宅福祉センター）に直接持参、郵送または FAX により、申し込みをお願いします。

申込書配付場所



尼崎市社会福祉協議会（在宅福祉センター・北部在宅福祉センター）  
社協各支部（各支所内）、尼崎市役所介護保険事業担当課・高齢介護課  
阪急塚口サービスセンター（塚口さんさんタウン）  
総合老人福祉センター及び各老人福祉センター  
社協ホームページ、市役所ホームページ

申込期間：第 2 クール

申込開始日 平成 29 年 9 月 4 日（月）（各回共通）

申込締切日 第 6 回 平成 29 年 9 月 22 日（金）（必着）  
第 7 回 平成 29 年 10 月 16 日（月）（必着）  
第 8 回 平成 29 年 11 月 6 日（月）（必着）

受講決定：申込締切後に受講決定通知書等を郵送いたします。  
定員を超えた場合は、ご連絡いたします。

原則、お申込みの回（2 日間～5 日間）で全課程修了となりますが、受講される方の都合により受講できない課目がある場合、年度内で未受講の課目のみを受講していただくことは可能です。その際は事務局へご連絡ください。

また、5 月に尼崎市が開催した「尼崎市生活支援サポーター養成研修」に参加され、未受講の課目がある方についても、本研修で未受講の課目のみ受講することができます。受講申し込みをされた上、研修当日に尼崎市が発行した履修証明書を受付でご提示ください。

### 修了証の交付等

本研修の全課程を修了した方については、生活支援サービスの提供を行うための知識を有する「尼崎市生活支援サポーター」として尼崎市長名の修了証を交付します。

なお、本研修を修了しても、各市町の事業実施状況や事業所の雇用状況等の理由により、必ずしも事業等への雇用につながるものではないことを予めご承知おきください。

### 《生活支援サポーター養成研修内容》

1. オリエンテーション～介護保険の経過……（1 時間）
2. 制度理解～総合事業について……（1 時間）
3. 高齢者等の尊厳の保持……（2 時間）
4. 職務の理解……（1 時間）
5. 自立支援の理論と実践……（2 時間）
6. 本人や家族とのコミュニケーション……（3 時間）
7. 老化や疾病についての理解と介護予防……（2 時間）
8. チームケア……（1 時間）

※特別課目：生活支援コーディネーターについて 計 13 時間

